

尾道市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

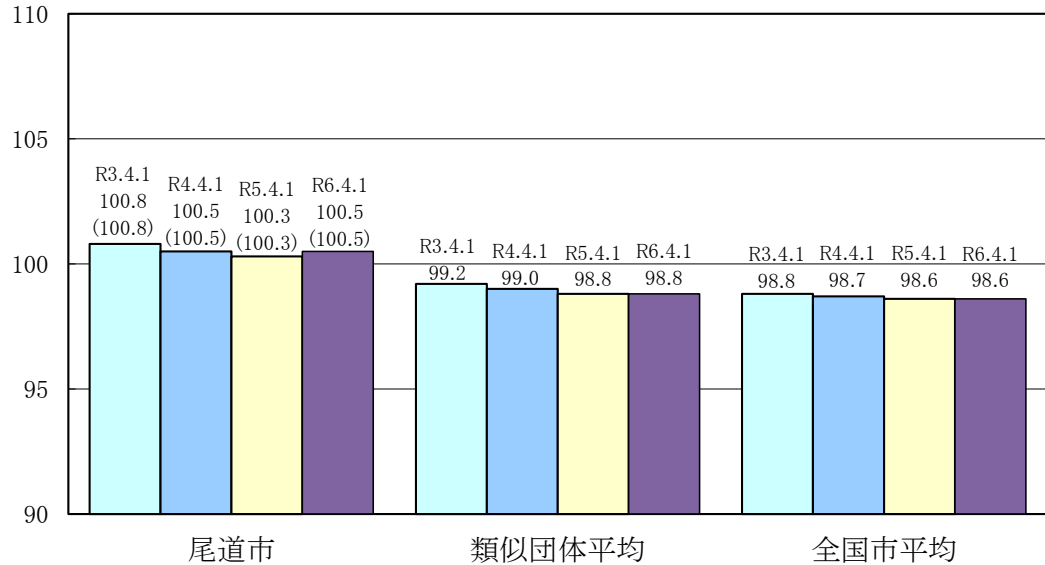
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 128,299	千円 65,208,220	千円 246,420	千円 9,669,584	% 14.8	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 938	千円 3,621,096	千円 753,842	千円 1,443,284	千円 5,818,222	千円 6,203	千円 6,041

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③ラスパイレス指数が100を超えている場合
理由
・ 人事配置や年齢構成等による
改善の見込み
・ 給料表 5 級以上職員の在職割合の見直し

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、令和2年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。
消防職給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえて引下げの見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準において支給地域対象外のため、本市においても支給なし。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾道市	46.3 歳	350,734 円	420,708 円	373,052 円
広島県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.7 歳	321,441 円	394,744 円	357,120 円

②技能労務職

区分	公務員							民間			参考					
	平均年齢		職員数		平均給料月額		平均給与月額(A) (国比較ベース)	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B				
尾道市	53.2	歳	72	人	316,233	円	350,879	円	327,442	円	-	-	-			
うち学校給食調理員	57.2	歳	13	人	312,269	円	325,196	円	317,384	円	調理士	46.0	歳	249,900	円	1.30
うち用務員	55.8	歳	23	人	335,670	円	360,644	円	347,409	円	用務員	49.1	歳	244,800	円	1.47
うち清掃職員	48.0	歳	28	人	289,979	円	339,650	円	304,461	円	廃棄物処理従業員	47.7	歳	314,900	円	1.08
広島県	-	歳	-	人	-	円	-	円	-	円	-	-	歳	-	円	-
国	51.2	歳	1,829	人	288,144	円	-	円	330,553	円	-	-	歳	-	円	-
類似団体	54.0	歳	36	人	310,884	円	347,001	円	325,463	円	-	-	歳	-	円	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
尾道市	-	-	-
うち給食調理員	5,499,308 円	3,288,400 円	1.67
うち用務員	5,776,908 円	3,297,300 円	1.75
うち清掃職員	4,956,132 円	4,376,300 円	1.13

* 広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
50.4	353.3千円	5,331.5千円

(注) 令和4年から令和6年までの3ヵ年平均。平均給与月額を12倍したものに、毎年の特別支給状況の額を加えた試算値です。

* 「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

* 公務員においては、臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、民間の算出根拠である賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとで、アルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。

* 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は、事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾道市	41.3 歳	334,176 円	413,360 円	358,453 円
広島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	39.2 歳	309,160 円	388,177 円	344,646 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	尾 道 市	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	205,537 円
	高 校 卒	166,600 円	173,729 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	- 円	- 円
	高 校 卒	188,100 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

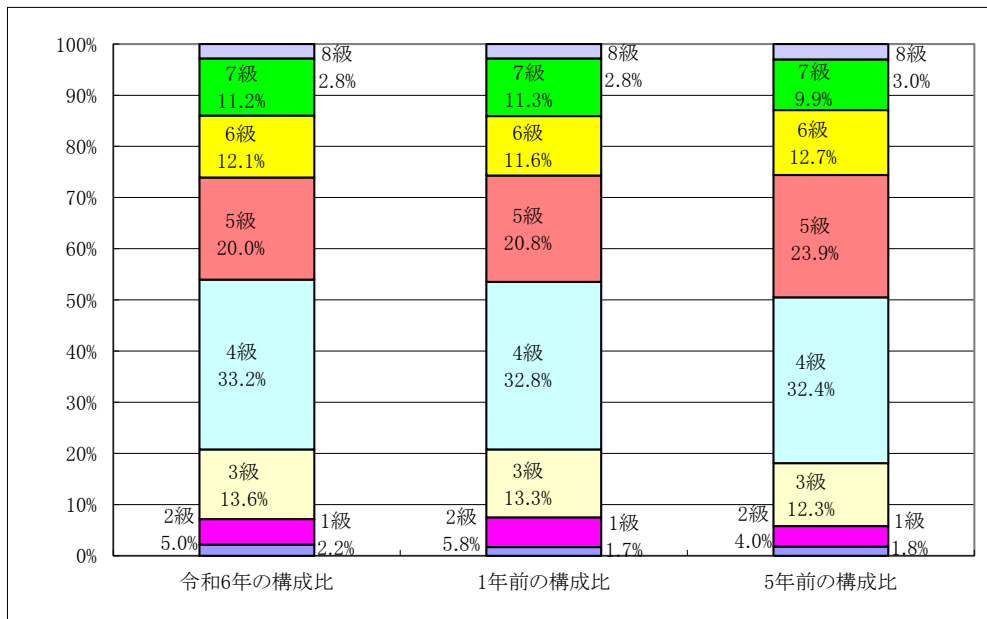
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,367 円	362,120 円	375,750 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	353,350 円
消 防 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	277,375 円	- 円	406,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

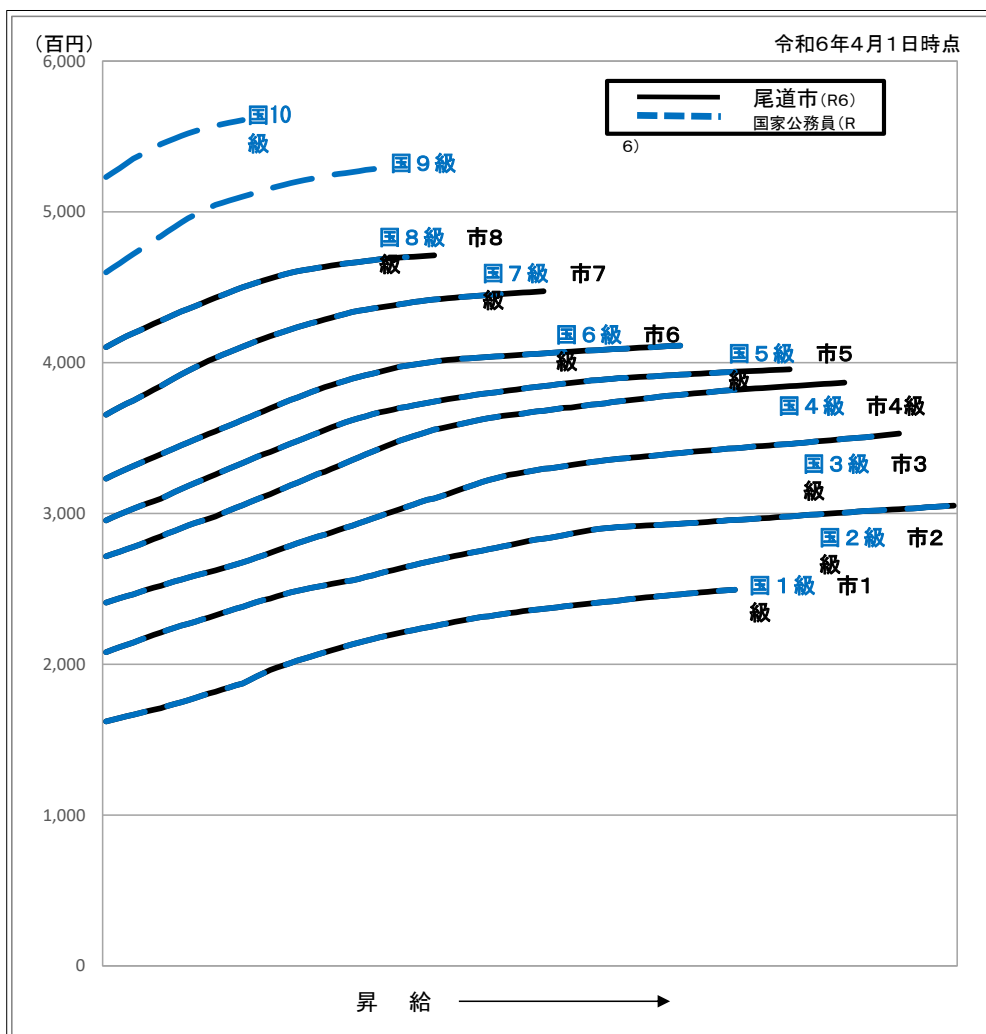
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

等級	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	10 人	2.2 %	162,100 円	249,400 円
2 級	経験を必要とする職務	23 人	5.0 %	208,000 円	305,200 円
3 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	63 人	13.6 %	240,900 円	353,000 円
4 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の主任の職務	153 人	33.0 %	271,600 円	386,800 円
5 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の係長級の職務	93 人	20.1 %	295,400 円	395,600 円
6 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長補佐級の職務	56 人	12.1 %	323,100 円	411,300 円
7 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長級(会計管理者を含む。)の職務	52 人	11.2 %	365,500 円	447,400 円
8 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の部長級の職務	13 人	2.8 %	410,300 円	471,200 円

- (注) 1 尾道市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
 2 再任用職員は含んでいません。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾道市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

(注) 平成28年度から本格導入している人事評価の実施状況を検証しながら、制度設計を行うこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾 道 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,563 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%から20% 管理職加算5%から25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%から20% 管理職加算10%から25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(尾道市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

尾 道 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30% (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 3,163 千円 21,506 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から45%

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			875 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			218,855 円
支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
広島市	6.2 %	3 人	10 %
三原市	3 %	1 人	3 %
東京都特別区	20 %	- 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			31,873 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			77,360 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			40.2 %	
手当の種類(手当数)			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	感染症の防疫業務に従事する職員	感染症の防疫業務	228 千円	防疫作業1日または1件につき 200円 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業1日につき 3,000円 上記のうち接触又は長時間 4,000円
行旅死病人取扱手当	行旅病人又は行旅死亡人等の取扱いに従事した職員	行旅死亡または病人の取扱業務	6 千円	1件につき死亡人 3,000円 病人 1,500円
徴収事務手当	収納課に勤務する職員	税及び保険料の徴収事務	307 千円	1件につき差押業務 100円 引揚業務 200円 徴収事務に従事する場合1日につき100円
福祉事務職員手当	社会福祉課及び因島福祉課に勤務する職員	生活保護法及び身体障害者福祉法の適用を受けようとする者と常時面接する業務	615 千円	1日につき150円
特殊現場作業手当	著しく危険又は高所・深所などで現場作業に従事	地上7.5m以上、地下4m以下、ほか著しく危険又は身体を汚染する業務	34 千円	1日につき350円
清掃作業従事職員手当	清掃事務所、衛生施設センター、南部清掃事務所に勤務する職員	清掃作業に従事	3,519 千円	1日につき清掃作業従事 500円 廃棄物処理に従事 350円 犬ねこ死体処理 100円
保育士等処遇改善臨時特例手当	保育所、幼稚園に勤務する保育士等	保育業務等	9,970 千円	月額5,500円～9,000円
出動手当	消防職員	火災、水害等の災害での消火活動等	731 千円	作業1回につき100円
消防特殊業務手当	消防職員	特別救助作業及びはしご付きポンプ車の登りの作業	352 千円	当務日1日につき100円 火災等の災害防除作業に従事 1日につき150円
潜水業務手当	消防職員	潜水器具を使つての潜水作業業務	43 千円	災害時1日につき300円 訓練1日につき200円
機関勤務手当	消防職員	消防車及び消防艇の操作業務	1,200 千円	当務日1日につき1級150円 2級1日につき100円
救急手当	消防職員	救急業務	2,512 千円	取扱い1件につき100円
夜間業務手当	消防職員	正規の勤務時間の一部が深夜において行われる場合	12,356 千円	5時間以上 980円 2時間以上5時間未満 650円 2時間未満 440円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	269,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	287 千円
支給実績(令和4年度決算)	281,642 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	293 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 6,500円 (部長級職員 3,500円)	同		112,625 千円	245,906 円
	配偶者以外の扶養親族(子) 10,000円	同			
	配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円 (部長級職員 3,500円)	同			
	扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算) 5,000円	同			
住居手当	借家 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度28,000円	同		54,405 千円	286,344 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度55,000円	同		129,731 千円	136,703 円
	交通用具1kmから支給 支給限度31,600円	異	国は2kmから		
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円～70,000円	同		- 千円	- 円
管理職手当	・部長 15% ・課長 13%	異	国は定額支給	55,833 千円	680,890 円
定時制通信教育手当	定時制学校の養護教諭 10%			- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から午前5時の間に勤務(1時間当たり給料額×25%×勤務時間)	同		19,696 千円	80,392 円
休日勤務手当	休日に勤務を命じられた場合(1時間当たり給料額×135%×勤務時間)	同		78,659 千円	217,289 円
宿日直手当	特殊な業務を行う職員7,400円 その他の職員4,400円	同		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合 休日:部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜:部長級4,000円、課長級3,000円	同		117 千円	11,700 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月	額	等
給 料 報 酬	市 長	940,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,076,000 円／ 884,000 円		
	副 市 長	780,000	円	883,000 円／ 708,000 円		
	教 育 長	680,000	円	830,000 円／ 602,000 円		
	議 長	520,000	円	630,000 円／ 452,000 円		
	副 議 長	480,000	円	550,000 円／ 390,000 円		
	議 員	450,000	円	520,000 円／ 370,000 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(令和5年度支給割合) 4.5 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.5 月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
	副 市 長	(94万×在職月数×0.36)＋(94万×在職年数)		20,003,200 円		任期毎
	教 育 長	(78万×在職月数×0.28)＋(78万×在職年数)		13,603,200 円		任期毎
	備 考	(68万×在職月数×0.20)＋(68万×在職年数)		6,936,000 円		任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

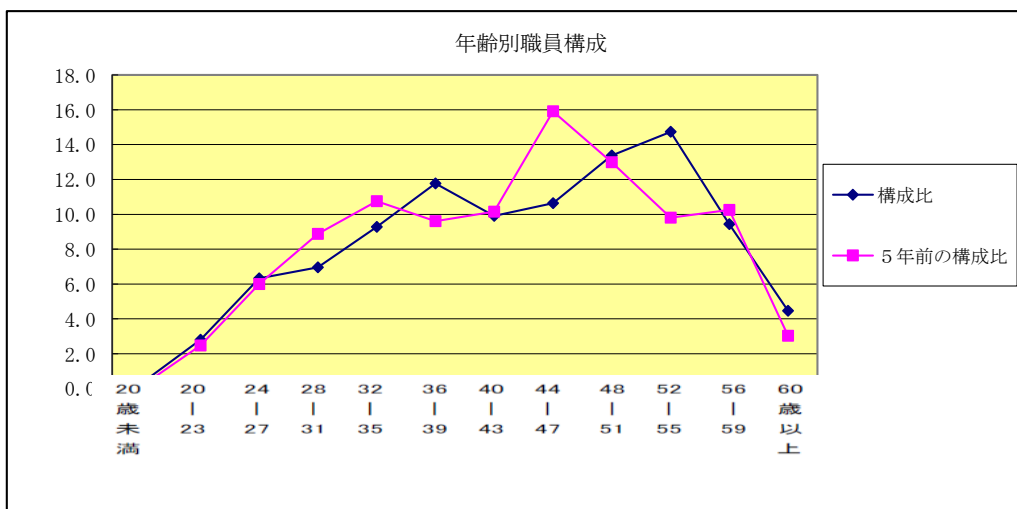
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	0	増	
					減	
		総務	129	▲ 5	増	政策企画課業務増(1)、総務課業務増(1)
					減	職員課体制見直し(▲1)、その他体制見直し(▲6)
		税務	47	1	増	市民税課体制強化(1)
					減	
		労働	0	0	増	
					減	
		農林水産	36	▲ 1	増	
					減	農林水産課体制見直し(▲1)
		商工	25	2	増	他団体派遣 (1)、観光課体制強化 (1)
					減	
		土木	92	▲ 1	増	
					減	まちづくり推進課体制見直し(▲1)
		民生	178	0	増	高齢者福祉課体制強化(1)
					減	子育て支援課体制見直し(▲1)
		衛生	82	▲ 7	増	
					減	健康推進課等体制見直し等(▲4)、コロナ関連業務縮小(▲3)
		計	597	▲ 11	<参考> 人口1万当たり職員数 45.67 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.22 人)	
	教育部門	136	132	▲ 4	増	庶務課体制強化(1)
					減	生涯学習課体制見直し(▲1)、学校業務体制見直し(▲4)
	消防部門	205	202	▲ 3	増	
					減	退職者(▲3)
	小 計	938	920	▲ 18	<参考> 人口1万当たり職員数 71.69 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 70.16 人)	

公営企業等部門	病 院	908	903	▲ 5	増	
					減	業務体制見直し(▲5)
	水 道	50	49	▲ 1	増	
					減	業務体制見直し(▲1)
	交 通	1	1	0	増	
					減	
	下水道	14	15	1	増	業務体制強化(1)
					減	
	その他	40	40	0	増	
					減	
小 計	1,013	1,008	▲ 5			
合 計		1,951 [2,287]	1,928 [2,287]	▲ 23 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 150.24 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	54人	122人	134人	179人	227人	191人	205人	258人	284人	182人	86人	1,928人

(3)職員数の推移

		(単位: 人・%)					
部門別	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一般行政		644	634	618	607	597	586
教育		155	147	143	139	136	132
消防		206	206	206	204	205	202
普通会計計		1,005	987	967	950	938	920
公営企業等会計計		1,013	988	980	998	1,013	1,008
総合計		2,018	1,975	1,947	1,948	1,951	1,928
		過去5年間の増減数(率)					
		▲ 9.0 (%)					
		▲ 14.8 (%)					
		▲ 1.9 (%)					
		▲ 8.5 (%)					
		▲ 0.5 (%)					
		▲ 4.5 (%)					

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 5,421,206	千円 246,851	千円 461,104	% 8.5	% 8.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費88,777千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 52	千円 219,319	千円 33,379	千円 82,160	千円 334,858	千円 6,440	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれており、会計年度任用職員を含んでいない。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
上下水道事業	45.8 歳	334,119 円	400,684 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

尾 道 市				上 下 水 道 事 業			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,568 千円				1,601 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%から20%				・役職加算 5%から20%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

尾 道 市				上 下 水 道 事 業			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%				その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		3,163 千円	21,506 千円	1人当たり平均支給額		— 千円	— 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
—	— %	— 人	— %	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		639 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		20,629 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		50.8 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度実績)	左記職員に対する支給 単価
停水手当	停水処分に従事する職員	停水処分	- 千円	1件につき350円
非常召集手当	勤務時間外又は休日に水道管破裂 その他重大な事故等が発生したとき 非常召集により勤務する職員		377 千円	1回につき2,500円
危険手当	1 劇薬物取扱業務に従事する職員 2 高電圧取扱業務に従事する職員 3 高所業務に従事する職員 4 深所業務に従事する職員 5 その他危険場所業務に従事する職員	危険業務	262 千円	日額350円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	17,403 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	300 千円
支給実績(令和4年度決算)	14,104 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	247 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、
制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者6,500円 (部長級職員 3,500円) 配偶者以外の扶養親族(子) 10,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円 (部長級職員 3,500円) 扶養親族のうち特定期間に ある子(1人につき・加算) 5,000円	同		7,383 千円	283,977 円
住居手当	借家 月額16,000円を超える 家賃を支払っている職員 支給限度 28,000円	同		1,787 千円	223,395 円
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円～70,000円	同		- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度55,000円 交通用具1kmから支給 支給限度31,600円	同		6,903 千円	117,015 円
管理職手当	・局長 15% ・課長 13%	同		2,536 千円	507,256 円
休日勤務手当	1時間につき 135/100	同		※時間外勤務手当に含みます。	
夜間勤務手当	1時間につき 25/100	同		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休 日等に勤務した場合 休日：部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜：部長級4,000円、課長級3,000 円	同		- 千円	- 円

キ 特別職の給料等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	上下水道事業管理者	590,000 円	
期末手当		(令和5年度支給割合) 4.5 月分	
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) (59万×在職月数×0.11) + (59万×在職年数) 5,475,200 円 任期毎	
その他の 手当		通勤手当 内容及び支給単価は職員と同じ	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 14,301,869	千円 -200,645	千円 8,142,109	% 56.9	% 55.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 900	千円 3,214,844	千円 1,189,854	千円 1,344,535	千円 5,749,233	千円 6,388	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれており、会計年度任用職員を含んでいない。

イ 特記事項
特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

職種	平均年齢	基本給	平均月収額
全職員	42.7 歳	306,674 円	527,679 円
医師	46.7 歳	535,968 円	1,404,729 円
看護師	42.9 歳	295,921 円	490,413 円
事務職員	44.2 歳	321,001 円	485,465 円
市町村平均(全職員)	43.2 歳	335,999 円	600,119 円
市町村平均(医師)	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
市町村平均(看護師)	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
市町村平均(事務職員)	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

尾 道 市		病院事業	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,568 千円		1,429 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%から20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

尾 道 市				病院事業			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%				その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		3,163 千円	21,506 千円	1人当たり平均支給額		1,604 千円	17,062 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		30,410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		868,857 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師	16 %	35 人	- %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			503,084 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			719,720 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			77.0 %	
手当の種類(手当数)			21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師、看護師等(市民病院)	診療エックス線の照射業務	510 千円	1日につき放射線技師100円、その他の職員80円
市医研究手当	医師(市民病院)	診療業務に従事した場合	49,630 千円	院長170,000円 副院長及び部長 150,000円 副部長、診療所長、室長、診療科長及び主幹 130,000円 室長補佐 120,000円 医長 110,000円 医師 100,000円
市医診療手当	医師(市民病院)	診療業務に従事した場合	86,719 千円	診療報酬調定額の1.5/100で人数と給料額で按分
夜間看護等手当	看護師及び助産師、救急業務に従事した職員(市民病院)	正規の勤務時間の全部又は一部が深夜に行われる場合、救急業務に対処するため緊急呼び出しを受けた職員	56,801 千円	深夜時間全部の時間 6,800円 4時間以上 3,300円 2時間以上4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円 緊急呼び出し 1,620円 救急対処自宅待機 1,300円
病理検査手当	臨床検査技師(市民病院)	病理細菌検査業務	218 千円	1日につき50円
解剖手当	医師(市民病院)	死体の解剖作業	- 千円	1件につき15,000円
医療従事者手当	医師(市民病院)	当直勤務	6,435 千円	宿直15,000円 日直10,000円
緊急内視鏡検査手当	医師(市民病院)	時間外又は深夜に診療報酬点数の加算を伴う内視鏡検査実施時	- 千円	加算される診療報酬点数の2分の1の数に10円を乗じた額
夜間救急診療業務手当	夜間救急診療所において診療業務に従事する医師及びその他の職員(市民病院・公立みつぎ病院)	夜間救急診療業務	3 千円	勤務1回につき医師20,000円、その他の職員2,900円
臨床研修医指導手当	医師(市民病院・公立みつぎ病院)	臨床研修医の指導業務	1,322 千円	月額5,000円～15,000円
医療従事者手当	医師、歯科医師(公立みつぎ病院)	診療業務	125,054 千円	資格取得年数による
夜間看護手当	助産師、保健師、看護師若しくは准看護師(公立みつぎ病院)	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる場合、または午後7時から午後10時までににおいて2時間以上従事した場合	46,934 千円	深夜時間全部の時間 6,800円 4時間以上 3,300円 2時間以上 3,200円 2時間未満 2,000円 7時から10時 500円
夜間介護手当	介護福祉士、介護員並びに看護補助者(公立みつぎ病院)	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる場合、または午後7時から午後10時までににおいて2時間以上従事した場合	31,707 千円	介護福祉士 5,600円 介護員、看護補助者 5,100円 7時から10時 300円
呼出手当	医療技術者(公立みつぎ病院)	医療技術業務	1,933 千円	医師 1日3,000円 医師以外 1日1,240円
待機手当	医療従事者(公立みつぎ病院)	正規の勤務時間以外の時間において待機した場合	9,734 千円	1,000円～25,000円
介護支援手当	介護福祉士、介護員(公立みつぎ病院)	介護業務	18,979 千円	夜間介護 月額17,000円 その他 月額16,000円
医師初任手当	医師、歯科医師(公立みつぎ病院)	診療業務	3,990 千円	10,000円～50,000円
新型コロナウイルス感染症対策従事手当	医療従事者(市民病院、公立みつぎ病院)	検査・診療業務	1,664 千円	3,000円～4,000円
看護職員等処遇改善調整手当	医療従事者(市民病院・公立みつぎ病院)	看護業務等	50,233 千円	12,000円
介護職員処遇改善調整手当	医療従事者(公立みつぎ病院)	介護業務等	10,107 千円	9,000円
介護職員処遇改善支援手当	医療従事者(公立みつぎ病院)	介護業務等	1,104 千円	6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	324,743 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	372 千円
支給実績(令和4年度決算)	303,354 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	342 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・扶養親族である配偶者 6,500円 (部長級職員 3,500円) ・配偶者以外の扶養親族(子) 10,000円 ・配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円 (部長級職員 3,500円) ・扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算) 5,000円	同		89,071 千円	265,884 円
住居手当	借家 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額 28,000円	同		49,707 千円	295,875 円
通勤手当	交通機関利用者(市民病院) 支給限度55,000円	同		39,325 千円	94,305 円
	交通用具1kmから支給(市民病院) 支給限度31,600円	同			
	2,900円～55,000円(公立みつぎ病院)	異		50,270 千円	119,406 円
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円～70,000円	同		－ 千円	－ 円
管理職手当	部長 15%、課長 13%(市民病院) 31,000円～200,000円(公立みつぎ病院)	異		44,055 千円	847,212 円
休日勤務手当	休日に勤務を命じられた場合(1時間当り給料額×135%×勤務時間)(市民病院)	同		※時間外勤務手当に含みます。	
宿日直手当	医師 日直宿直21,000円(市民病院)、やむを得ない事情による宿直31,000円(市民病院)、 半日直10,500円(市民病院) 放射線技師(ほか)6,100円(市民病院)、半日直3,000円(市民病院)、その他職員 4,400円(市民病院)、半日直2,200円(市民病院) 医師 平日宿直21,000円(公立みつぎ病院)、 日直(1日)23,000円(公立みつぎ病院)	異		35,830 千円	240,470 円
初任給調整手当	看護師等 16,000円、32,000円(市民病院)	異		8,268 千円	295,286 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から午前5時の間に勤務(1時間当り給料額×25%×勤務時間)	同		68,075 千円	155,778 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合 休日:部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜:部長級4,000円、課長級3,000円	同		－ 千円	－ 円

キ 特別職の給料等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	病院事業管理者	780,000 円	
期末手当		(令和5年度支給割合) 4.5 月分	
退職手当		(算定方式) (78万×在職月数×0.11) + (78万×在職年数)	(1期の手当額) 7,238,400 円 (支給時期) 任期毎
その他の 手当		通勤手当 内容及び支給単価は職員と同じ (管理者が医師である場合)	
		扶養手当 内容及び支給単価は職員と同じ	
		管理職手当 30%	
	地域手当 16%		
		特殊勤務手当 研究手当 255,000円 病院事業管理者特別勤務手当 200,000円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。